三重県誕生150周年記念事業パートナー登録制度要綱取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、三重県誕生150周年記念事業パートナー登録制度要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（軽微な変更の範囲）

第２条 要綱第５条第３項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）活動の進捗に伴う記載内容の修正

（２）その他、知事が軽微な変更と認めるもの

（その他）

第３条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要領は、令和８年10月20日から施行する。